

知的障害のある人たちのスポーツ環境に関する一考察

A Study on the Sports Environment for People with Intellectual Disabilities

田 引 俊 和

要旨

知的障害者スポーツに関して、資料・先行研究をもとに広がり始める経緯を振りかえる。福祉施策、特別支援教育、福祉施設などに着目したところ、当初その目的やとらえ方はスポーツ本来のものとはやや異なるものであり、また、社会的な位置づけや認識は十分なものではないことを確認した。知的障害者スポーツがやや遅れて展開する背景となっている。一方、障害特性には様々制約がともなう。さらなる充実化に向けて「参加」への支援、保障が求められる。

キーワード：障害者スポーツ(disability sports)／知的障害(intellectual disabilities)／活動(activity)／
参加(participation)

1. はじめに

社会全体が制約ある中で東京2020パラリンピック競技大会（2021年8月24日～9月5日）が行われた。障害のある選手のすばらしいパフォーマンスや可能性は、障害当事者であるかどうかに関わらず広く障害・障害者観にも影響を及ぼしたものと推察する。また、東京への招致活動から今夏の開催まで、競技面だけでなく教育やまちづくりなどにおいても障害のある人たちのことを意識した様々な取り組みが行われてきている。このあと検証されていくだろうが、一定の効果があったものと期待される。

ただし、パラリンピックは「身体障害」のある人たちを中心としたものである（聴覚障害は含まれていない）。本稿で対象とする「知的障害」のある選手については、ここ数年の大会で参加が認められてはいるものの、全体からみれば多いとはいえない。具体的に実施競技・種目をみてみると、全22競技539種目のうち、知的障害のある選手のために設定されているのは、陸上競技、水泳、卓球の3競技だけである。さらにその内訳は、陸上競技167種目のうち8種目、水泳136種目

のうち10種目、卓球は31種目のうち2種目で、いずれも障害程度による区分ではなく「知的障害」という単一のクラスとなっている（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、日本財團パラリンピックサポートセンター）。

もともとパラリンピックは身体障害のある人たちのリハビリテーションにスポーツを導入したことから始まっており、このような傾向は自然なことで、国内の障害者スポーツも前回（1964年）の東京オリンピックの際に行われた国際的な身体障害者スポーツ大会が一つの普及のきっかけとして捉えられている（総理府編 1997：5；高橋明 2004：98；立木 2008：292；柳崎 1994：113）。広義では知的障害者スポーツもここに含まれることになり、関連する記述等でもこれを用いているものもあるが、その実態は必ずしも同じものではない。

知的障害者スポーツは、一般的なスポーツ、あるいは先行する身体障害者スポーツに続いて展開されており、事実としてやや遅れている。一方で、その実践記録を時系列的に示したものは存在するが（詳細は後述）、（知的）障害者福祉に関する制度政策や社会の動向、背景をふまえ、知的障害者スポーツがどのような経緯で今に至っているのかを示したものはほとんどみられない。本稿はここに着目する。

現在では障害者スポーツを指し示す場合などでもとくに障害種別は意識されておらず、加えて、社会全体では障害がない人たちのスポーツとも統合化の潮流にある。今後のさらなる充実化、普及・振興のために、知的障害者スポーツはどのようなものだったのか、その意義、本質的な課題をあらためて考える。

2. 研究方法と用語の取り扱い

本稿では、知的障害者スポーツに係る社会の動向や実践について検討を行う。具体的には、障害者福祉施策等の概要、実践の展開過程、社会的な位置について、関連する資料・先行研究をもとに若干の考察とともに振りかえり、その上で、最後に全体を通した考察を述べる。

また、用語等について、「知的障害者」の表記は精神薄弱福祉法から知的障害者福祉法への法改正（1999年）以前は「精神薄弱者」という呼称であったが（中央法規 2010：400）、本稿では改正前の時代のことを記述する際も現在使われている「知的障害」を用いる。また、近年では「障害」を「障がい」、「障碍」と表記する議論もあるが、関連法等に基づき「障害」とする。

併せて、知的障害児教育の場である「養護学校」も2007年の学校教育法の改正により「特別支援学校」と改称されたが（同書：429）、本稿ではそれ以前に関する記述においても「特別支援学校」と表記する。なお、いずれも引用等の場合は原文通り用いる。

また、障害者のための特別なスポーツがあるわけではなく（大久保 2012：23）、同様に、「知的障害者スポーツ」という専門競技が存在するわけでもない。その上で、本稿では障害者が行う、または参加するスポーツが一般的に「障害者スポーツ」と称されていることにならい、知的障害者が行う、参加するスポーツを「知的障害者スポーツ」とする。なお、「体育」と「スポーツ」の位置付けの議論があるが（松田 1999：188）、本稿で扱う資料ではこの両者を分けることに言及していない。また、別々に扱うと議論の幅が狭くなってしまうためここでは区別しない。

3. 障害者福祉施策等の概要

（1）身体障害者福祉と知的障害者福祉の出発点

まず障害者福祉施策等を概観する。国内では戦後、身体障害のある人たちを対象とした施策等が先行して整備されはじめ、1949年（昭和24年）には身体障害者福祉法が制定されている。その第1条の法の目的では、「身体障害者の更生の援助、福祉を図る」ことが明記され、引き揚げ者も含め、当時の身体障害者の6割以上ともされる傷痍軍人や退役軍事の保護や更生、リハビリテーションが意識されたものとなっている（杉本 2008：44；川村・米山 2005：70）。さらに、同じ年に身体障害者の職業補導に関する職業安定法の改正、1960年（昭和35年）には身体障害者雇用促進法が制定されるなど、職業更生の推進も図られている。名称のとおり、身体障害のある人たちが主に対象となっていた。

この時代の厚生白書（昭和31年版）では身体障害者福祉について次のように示されており、身体障害のある人たちの社会参加や自立が意識されていたことがうかがえる。

「身体障害者福祉の課題は、身体障害者の職業能力あるいは生活能力を回復させて、すみやかに社会経済活動に参加させること、言いかえれば、身体障害者の自立更生の援護にあると言いうことができよう。」（厚生省：「厚生白書 昭和31年版」）

一方、知的障害のある人たちの福祉施策については戦前から戦後の1950年代後半まで法的保護や支援策はほとんどなく（杉本 2008：49；小澤 2007：56）、精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）が整備されたのは身体障害者福祉法から10年以上遅れた1960年（昭和35年）のことである（中央法規 2010）。その前段では、1952（昭和27）年に精神薄弱児育成会（通称「手をつなぐ親の会（全日本手をつなぐ育成会の前身）」）が結成され、成人の知的障害のある人たちの教育や福祉、職業の充実といった目標が掲げられていた。同法第1条の目的で「更生の援助と必要な保護」が示されているが、法整備の背景は児童福祉法（1947年、昭和22年）の範囲に含まれていた「知

的障害児」が18歳になり対象から外れてしまうことへの対応という消極的なもので、内容も施設収容の域を出ていなかった（佐藤・小澤 2000：77）。

また、職業更生の法的な整備については、前述の障害者雇用促進法で知的障害のある人たちが対象となるのは同法が改正される1987年（昭和62年）で、身体障害のある人を対象に法律が設けられてから30年近く後のことである（手塚 2000：112）。

さらに、身体障害者雇用促進法が整備された昭和35年の厚生白書では次のように表されている。昭和37年からはこのような表現はみられなくなったものの、社会参加や自立に向けた表現はなく、前述の（これより数年前の）厚生白書での身体障害者に関する記述との差は明らかである。

「精神薄弱者は、単に知能的な欠陥だけでなく、感情、意思の面においても障害を伴うものが多く、その大部分の者が、家庭や社会に放置されたままになっているので、本人や家庭の不幸もさることながら、種々の犯罪など社会悪の原因となって、重大な社会問題の一つに数えられている。」（厚生省：「厚生白書 昭和35年版」）

比較的新しいバリアフリー新法においても、前身の交通バリアフリー法（2000年）は、おもに身体に障害のある人等を対象にしたもので法律の名称も「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」というようなものであった（内閣府 2021：160）。文化分野への活動の機会については、身体障害者福祉法は1990年の改正で、「自立と社会経済活動への参加促進」が明記されたが、知的障害者福祉法での同じ内容の改正は、10年遅れの2000年である。

松友（1999：23）は、「知的障害者の歴史は十分に知られているとはいえない」と述べているが、実際に国内の障害者福祉施策は、身体障害のある人を対象としたものが先行して整備されていた。このような制度政策の影響は生活環境や社会資源、関連諸団体の整備状況などに表われ、そのまま当事者や家族の生活全般に関係することになる。当然のことながら障害のある人たちのスポー

ツも含まれる。

（2）知的障害者福祉の展開

1960年代、国内の知的障害者福祉の基盤を築いた糸賀一雄が『この子らを世の光に』を著し、それまでの保護主義的な対応から発達保障へ、また、社会的有用性から自己の尊重という障害者福祉の新たな価値観・考え方方が広がり始める（定藤ほか 1998：6；定藤ほか 2003：6）。

ただし実際は、国内では1960年代から70年代にかけて大規模施設が設置され、入所・収容の拡大（杉本 2008：54）が図られた時代でもあった。この時期の状況を柳崎（1999：44）は、「施設内で親に代わって育て、社会の偏見と差別から守つてやるという考え方」「社会の側の責任も否定できないが、結果的にはどのように弁明しようとも閉鎖的、隔離的にならざるを得なかつた」と、日本の施設型福祉の特徴を示している。また、就学年齢にある知的障害のある子どもは特別支援学校あるいは福祉施設での治療教育を受けることになっていたが、1900年の小学校令改正により、「瘋癲白痴又ハ不具廢疾」者は就学免除の対象となっている。特別支援学校での教育を受けていない児童生徒も存在しており、学校ではなく知的障害児施設での教育的な取り組みで対応されていた。

そのような中で障害児・者福祉の法整備等が進められ、障害児・者の家族の会などが障害別に次々と活動を始めるようになる（浅井ほか編 2003：67）。このような組織化や当事者運動は1970年代を通して急速に全国的に広がり、教育・研究者、施設職員等を中心とした全障研、障全協による権利保障要求としての障害者運動が展開されることになる（杉本 2008：109）。体育教育においても、学年の壁を取り外した独自の目標や具体的な内容が示され、児童生徒の発達に応じた指導が可能になっている（中川 1995：57）。1960年代後半から、在宅福祉という考えとともに「日中活動」が意識され始める。

知的障害児の学校体育について北野（1995：8）は、次のようにその特徴を述べている。

戦前戦後の知的障害養護学校体育では、自立論的立場と発達論的立場で実践が行われてい

た。前者では、「健康な身体を育成し、体力の向上を図る」「集団生活に必要な能力と態度を養う」等の目標で指導されていた。後者は昭和40年代50年代のもので、この自立論への反省（適用の困難性）から、「人間の発達のすじみちの共通性に則り一人ひとりの発達の実態に即して可能な限り最大限の発達を図ろうとする指導」であった（北野 1995）。

しだいに一人ひとりの発達の可能性を最大限引き出す発達保障という考え方方が主流となり、1971年に「特殊学校小・中学校指導要領」の初めての告示により「養護・訓練」という新領域が設置され、特殊学校での体育的役割の重要性が認識されている（熨斗1979）。1973年には学年の壁を取り外した独自の目標や具体的内容が示され、児童生徒の発達に応じた指導が可能になっている（中川 1995：57）。その後1979年には特別支援学校での学びは義務化となり（盲学校、聾学校は1948年に義務化、完全実施は1956年）、ほとんどの知的障害児が就学することになる。必然的に、教諭を中心とした教育関係者が一人ひとりの多様なニーズを受けとめ、実践を担うようになっていく。福祉施設では、「知的障害のある人たちの能力開発と社会参加を目標とする福祉の質に重点を置こうとする方向に転換」（柳崎：前掲書）していくことになる。

なお、知的障害のある人たちのスポーツ権を求めるような当事者（または家族）運動があったという記録は見当たらない。また、障害のある人たちの「文化的活動なることばが使われたのは、1987（昭和62）年に始まった厚生省心身障害研究『心身障害児（者）の健康増進、スポーツ、文化的活動に関する研究』以来だと考えられる（野口 1992：153）」という記録がある。知的障害のある人たちのスポーツが意識される段階にはまだ到達していなかったといえる。

4. 知的障害者スポーツの展開

(1) 特別支援学校でのスポーツ・知的障害者福祉施設でのスポーツ

わが国における特別支援学校での障害児に対する身体活動は、古川太四郎が1878年に盲聾児を対

象として京都に設立した京都府立盲唎院が始まりとされている。肢体不自由児については、東京市立光明学校が公立学校に最初に設置されたものだとされている（中川 1995：54）。

知的障害児については、石井亮一による滝乃川学園（本稿筆者注：1891年創設、国内初の知的障害児者福祉施設）で「普通児童に於けるより一層体育に注意し、以て及ぶべき限り身体の強健と其活動とをはかり、且これを統一整理して精神の活動と調和一致するに至らしめざるべからず」としてその身体活動の必要性が示されている。

中川（同書）は、石井亮一の滝乃川学園での具体的な取り組みの示す資料は見当たらないとしつつも、身体活動について残されている以下のようない記述に着目している。

「国語や算術と並ぶ教科目の一つで、散歩やラジオ体操、クロッケーやテニスまで各種の身体活動」

「常に心を快活ならしむる」

「楽しいことを基本として、発達段階に合わせ、練習方法を一定にして、一度にたくさんではなく、易しい粗大な運動から始め、忍耐強く、微細な運動の獲得を指向し、繰り返し指導」

これらから中川は、滝乃川学園での石井亮一の体育観を以下のように推し量っている。

「身体の活動を盛んにすることで精神の活動を調和一致せしめ、容易に外来の刺激に感應できるような作用を有するものということに帰着するものであり、体育と知育は密接な関係にある」（中川 2001：135）。

このような中川の考え方は、年齢や知的障害のある、なしに関係なく現在でもそのまま用いることができるような内容である。とくに最後の「体育と知育は密接な関係にある」は、ほとんど意識されていなかった知的障害のある人の身体活動に対する先進的な考え方であったといえる。實際には身体面、運動面への意識は十分でなく、1980年代に入り知的障害者スポーツの全国的な大会が開

催されるようになった際に、小児療育相談センター所長（当時）の佐々木正美は次のように述べ、知的障害のある人の身体活動、運動機能への関心の低さへの懸念を示している。

「より良く発達させるために教材をつくって、たとえば聴覚や視覚の教材をつくり個別に、あるいは小グループで教育することが可能となったのです。けれども割合、運動機能の発達については、麻痺があるとか手足が動かないということが明確でないだけに、そういう領域を強化するのを忘れているのです。脳性麻痺の人の運動機能の回復については、皆一生懸命に取り組みますが、精神機能が遅いとか、そういうことばかりに注目し、運動機能、私は感覚機能と随伴していると思いますが、そちらの面をよりよくトレーニングすることが遅れていたのです」（日本スペシャルオリンピック委員会 1982：12）（注：下線は本稿筆者による）

現在の18歳までの障害児が通う特別支援学校でのスポーツ状況をみてみると（笠川スポーツ財団 2017）、体育の授業以外に行われている様々なスポーツ形態のうち「通年の運動部活動やクラブ活動」は知的障害の場合62.7%となっている。また、運動部・クラブの設置状況では小学部（知的障害）で53.9%、中学部（知的障害）54.8%、高等部（知的障害）で66.3%、全体で62.4%となっている。特別支援学校に通う知的障害のある子どもについては、現在は一定のスポーツの機会があるものと考えられる。

一方、知的障害児者が利用する福祉施設での実践記録等がみられ始めるのは1960年代以降のことである。例えば、1961年（昭和36）には大分県で知的障害者関係施設の入所者を対象としたソフトボール大会が、1965年（昭和40）には児童福祉施設等卓球大会が開催されるなど、一部の地方公共団体で施設間の交流として行われていた。石川県でもソフトボール大会が開催されている（全日本特殊教育研究連盟・日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会共編 1963）。

施設利用者以外の知的障害者を対象としたものとしては、1964年（昭和39年）に岩手県で福祉交歓大運動会が行われている（総理府編 1997）。東京都では1960年代後半から継続的に東京都とNHK厚生文化事業団の支援による「この子らのスポーツの集い」が（川田 1972：4）、神奈川県でも同じ時期に「愛護体育大会」が実施され（広瀬 1969：16）、参加対象は福祉施設の利用者から在宅者まで拡大されている。1970年代になると、1971年（昭和46年）には福岡県で知的障害者施設協議会によるソフトボール大会が、鳥取県では知的障害者愛護協会による施設親善球技大会が開催されている。1979年（昭和54年）には、九州各県と沖縄県の知的障害者愛護協会による九州地区施設利用者親善球技大会が毎年開催されるようになっている（総理府編 1997）。

概して単独・小規模スポーツではあるものの、少しずつ知的障害者スポーツの機会、対象者は拡大傾向にあったといえる。しかし同時に以下のような記録もあり、知的障害者スポーツはまだ（概ね、1970年代までは）十分に広がっていなかったことがうかがえる。

「1970年（昭和45年）に、身体障害者スポーツ大会に園生の参加を申し込んだところ、精神薄弱者は参加できないと断られた（渡辺功 1980：41）」

「1980年以前は、知的障害者スポーツはもっぱら養護学校における学校体育がその主流であった。その他、授産施設や障害者更生施設内におけるレクリエーション的な活動が主流であった。大会は、養護学校体育交歓会、授産所施設合同運動会等でそれぞれの組織内にとどまった活動であり、全国的な広がりはなかった（柴田ほか 2003：244）」

「知的障害者の体育・スポーツに関する資料はほとんどなく、昭和40年代までは知的障害者の入所施設、精神薄弱養護学校、特殊学級などで行われていた運動機能訓練、運動会などの体育的行事、体育の授業などの実践に限られていた（矢部・佐藤 1995：1261）」

(2) 知的障害者スポーツの目的

そもそも、当時の知的障害者スポーツは競技性や余暇を意識した現代的な楽しみ、位置付けとは異なる側面があった。具体的には、「社会に出て8時間労働に耐えるには体力をつけることが第一とされ、そのためスポーツ活動が教育の現場において重要な役割を担っていた（箕輪 1998：161）」、あるいは前述（3-2節、北野 1995：8）の「健康な身体を育成し、体力の向上を図る」「集団生活に必要な能力と態度を養う」「一人ひとりの発達の実態に即して可能な限り最大限の発達を図る」等の目標が掲げられていた。

さらに、知的障害者福祉施設では「指導計画」でも身体活動やスポーツの記載がみられ始めるが、その視点は「作業訓練以前の健康な体力づくり（小西1971：8）」「機能的な発達（亀井1971：11）」というものであった。福祉施設での取り組みであるため、ある意味当然ではあるが、知的障害のある人を対象とした福祉施設（旧更生施設や授産施設）は基本的に生活訓練や作業訓練を目的としているため日常的にスポーツを取り入れていたとは考えられない。コロニー（注：障害のある人を保護する大規模施設）などではスポーツ施設の保有状況も充実している（金山 1996：26）とされているが、知的障害者スポーツの指導法を修得した職員も必置ではなく、施設運営面でとくに意識されなければほとんどスポーツの機会はなかつたと推測される。

前述（4-1節）でみた特別支援学校での体育教育については、教育的、社会的な文部省当局からの国家的要請もあり、「障害の克服や改善」「残存機能の発達をより促進」といった目標が掲げられている（北野1995：3）。また、奥住（2005：13）は1970年代半ばをレビューして、「知的障害者の運動研究が始まった当初は、知的障害者の運動課題の成績が健常者のそれと比較してどうか、ということに関する研究がほとんどを占めた。」と述べている。概して、この時代の知的障害者福祉や教育理念は、（職業）更生、機能・生活訓練といったもので、その目的としての「スポーツの楽しみ」などとはやや距離があったといえる。

さらに、知的障害者の戦後史についてまとめられた『精神薄弱者問題白書（1972年版）』では、

戦後の教育、福祉、職業、民間運動、研究など各分野の振り返りがなされているが、スポーツについては特別支援学校での体育指導（大野：153）の一点を除きとくに言及されていない。また、1973年に創刊された『障害者問題研究』でも、この時代は知的障害者が行うスポーツにはとくに触れられていない。知的障害のある人たちにとってのスポーツはまだ広く認識されていなかったことがうかがえる。

5. 知的障害者スポーツと社会

(1) 学校・福祉施設以外のスポーツ

1980年代に入ると特別支援学校や福祉施設以外の知的障害者スポーツに関する報告がみられ始め、中でもアメリカを起源とする「日本スペシャルオリンピック委員会（JSOC、現在のスペシャルオリンピックス組織の前身）」の記述が散見されるようになる。スペシャルオリンピックは1960年代にアメリカで発祥した知的障害者スポーツを支援する民間組織で、ルールと競技性を基に、トレーニングや大会等を組織的に展開するもので、日本にも1980年前後に導入されている（鈴木 1981）。日本スペシャルオリンピック委員会（JSOC）によるスポーツ実践と大会の開催は1980年代から1990年代の始めにかけて10年以上続き、初めての知的障害者の全国的なスポーツ大会が1981年（昭和56年）に神奈川県藤沢市で「第1回スペシャルオリンピック全国大会¹⁾」として開催されている。

当時（1980年代）の記録からは知的障害者スポーツの状況と当事者、関係者のニーズがうかがえる。豊中養護学校校長で日本スペシャルオリンピック大阪地区委員会委員長であった中沢和彦氏の「正式の対外スポーツ競技会に参加する機会が全くといってよい程無い本校の生徒たちに、ぜひ参加の道を拓いてやりたい（中沢 1982：12）」、あるいは複数の特別支援学校教諭たちの「それまで対外試合の場がなかった（日本スペシャルオリンピック委員会 1983：19）」といった状況に応えるものとして意義があったといえる。実際、日本スペシャルオリンピック委員会（JSOC）の第1回全国大会の参加者のうち約半数が18歳以下で、特別支援学校から参加する児童生徒であった（第

1回JSO全国大会実行委員会1981)。

一方で、知的障害者がスポーツを行うことに対して、別の捉え方があったことも示されている。前述(4-1節)の滝乃川学園施設長であった花房丞次氏は、知的障害者のスポーツ記録を残すことについて、「記録を主軸とする競技そのものが、個人差、施設格差をあからさまにし、参加することの意義は美名に過ぎない」という周囲の意識を紹介しつつ、「個人記録の重視が参加を断念する原因となったことに大いに考えさせられた(花房1982:39)」と、当事者が参加を断念する一つの原因となっていることに言及している。また、「人前で競争させることなど、とんでもないことだと主張する人が意外と多い」(芳我1981:16)など、当時の複雑な状況、ニーズがうかがえる。さらにJSOC第1回大会時には、「精神薄弱者のための団体は特殊教育、愛護協会、育成会と大きく3団体あるが、積極的な支援を得られていない(芳我:同書)」としている。

また、1964年の東京オリンピックの際に行われた身体障害者スポーツの国際大会や、以降の全国身体障害者スポーツ大会の開催、身体障害者スポーツ協会の設立といった動向と比べると、知的障害者スポーツの基盤はまだ脆弱なものであった。後になって原田(1991:159)は、「精神薄弱児・者のスポーツ振興と参加については国の予算措置と奨励施策はなく、わずかに1987(昭和62)年度から厚生省心身障害研究費の中で600万円の予算がつけられただけ。」と、財政面でも厳しい状況にあったことを指摘している。

この日本スペシャルオリンピック委員会(JSOC)による全国大会はおよそ10年の間に7回開催され、その後は以下のように初めて国および地方自治体の全面的支援による知的障害者スポーツ大会「第1回全国精神薄弱者スポーツ大会(「精神薄弱」は当時の名称、以下、全国知的障害者スポーツ大会を用いる)」へと続くことになる。

「スペシャルオリンピック大会の名称で、地方や全国大会の開催が長年、民間団体の努力によってなされてきたが、国の精神薄弱者スポーツ開催事業に基づき、初めて国および地方自治体の全面的支援により「第1回ゆうあいぴっく

(全国精神薄弱者スポーツ大会)」が東京都で11月開催された。(永倉1993:139)

(2) 全国知的障害者スポーツ大会

知的障害のある人たちを対象に、全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいぴっく)が、1992年(平成4年)に開催される。この大会は、「国連・障害者の10年」(1983~1992)の最終年を契機に実施され(総理府編 1997)、知的障害者スポーツの一層の発展、社会の理解、知的障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、この年以降、毎年開催されている。

「全国規模の大会の開催が関係者の間で望まれていた(永倉 1993:172)」というニーズを受けとめ、それまで民間活動で展開していた知的障害者スポーツの全国的な大会が初めて国や自治体等により開催されたことになる。新たな展開であり、実際、この大会のあとには「各都道府県および指定都市も、スポーツ大会、スポーツの集いの開催等のスポーツの振興策と、精神薄弱者が積極的に参加するための事業に対する予算措置を打ち出したところが多い(永倉 1993:139)」と、具体的な取り組みもみられる。

能村(1992:151)は、この年を、「精神薄弱者スポーツにとって元年であり、画期的な年になった」と評している。背景にある「国連・障害者の10年」と、少し前の「完全参加と平等」をメインテーマに世界レベルで運動が展開された1981年(昭和56年)の国際障害者年(注:单年度記念事業が多く、政府・マスコミなどおもに身体障害を意識しているという指摘(杉本 2008:117)もある)は、結果的に知的障害者スポーツにも一定の影響を及ぼしたものといえる。

なお、同じような位置付けで「身体障害」のある人たちの全国身体障害者スポーツ大会は、前回(1964年)の東京オリンピック・パラリンピックの翌年(1965年)から国民体育大会のすぐあとに開催され、関連して指導員の養成も行われている。さらに、「スポーツが身体障害者の自立更生に寄与するところ大であることにかんがみ、38年度から都道府県および指定都市が主催する身体障害者体育大会の運営費について国庫補助が行なわれる(厚生省1963)」など、早い段階から動きが

あった。これと比較すると、知的障害者スポーツはおよそ30年あとから展開を始めていることになる。

国際的なものとしては、1996年のアトランタパラリンピックでは、陸上競技と水泳の一部種目において知的障害者の参加が初めて認められている（日本障がい者スポーツ協会2021）。1998年の長野パラリンピックには全日本育成会による選考の結果8名の選手が出場し健闘している。これらの動向も知的障害者スポーツにとって大きな転機となっており、この時の状況を松友は、次のように振り返っている。

「知的障害者のスポーツが一気にブレークした。それまで、学校での体育や施設でのレクリエーションとして取り組まれてきたものが、競技スポーツとして認知され、全国大会が開かれるに至った。そして相次いで競技団体が結成されてきた（2000：222）。」

実際、この時期から国内の知的障害者スポーツの競技団体が組織的な活動を始めている。日本知的障害者水泳連盟（1999年）、日本知的障害者卓球連盟（1999年）、FIDバスケットボール連盟（1999年）、日本知的障害者スポーツ連盟（2000年）などがある（日本障がい者スポーツ協会2021）。

その後、長野パラリンピック（1998）を機に、「身体」を削除した「日本障害者スポーツ協会」が改称、発足し、障害種別に分けない動きがみられ始める。同様に、厚労省通知（平成13年11月21日）「障害者スポーツの振興について」でも以下のように示され、種別に関わらず障害者スポーツ全体の普及・振興が意識されたものとなっている。

「従前、障害者スポーツは身体障害者を中心に行われてきたが、（途中略）宮城県で開催された全国障害者スポーツ大会は、身体障害者と知的障害者のスポーツ大会を統一し、更に精神障害者についても公開競技を行ったところである。今後は、障害者スポーツ全体の振興を図っていく」（奥野・結城2007：324）。

全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいぴっく）は、全国身体障害者スポーツ大会と統合され、2001年（平成13）の宮城大会からは名称も「全国障害者スポーツ大会」へと変更され、2008年の大分大会からは精神障害者、内部障害者を対象とした競技・種目も導入されている（日本障がい者スポーツ協会2021）。

なお、前節で述べた日本スペシャルオリンピック委員会（JSOC）は運営上の理由により1992年にいったん解散し、1994年に再び新しい組織として全国的な活動を再開することになる。これについては紙幅の都合で別の機会に述べることにする。

6. 考察・知的障害者スポーツの環境

（1）スポーツ参加、活動に係る環境因子

本稿では、知的障害者スポーツに係る障害者福祉施策等の概要、実践の展開過程、社会的な位置についてみてきた。ここまで見た限りでは知的障害者スポーツは概して、1990年代以前は十分なものではなかったことを確認した。

これらの項目はWHOによる障害の構造・概念を捉える枠組み「国際生活機能分類（ICF）」における「環境因子」に相当するものである。環境因子は、「物的環境や社会的環境、人々の社会的な態度による環境の特徴が持つ促進的、あるいは阻害的な影響力」とされ、障害のある人にとっての「参加」や「活動」に影響を及ぼすものである（障害者福祉研究会編2002）。また、ICFでは環境因子の影響を次のように示している。

「阻害因子を含んでいたり促進因子のない環境は、個人の実行状況を制限する」

「より促進的な環境はその実行状況を向上させる」

「社会は個人の実行状況を、阻害因子を作り出すことで、あるいは促進因子を供給しないことで妨げる可能性がある」（障害者福祉研究会編2002）

スポーツに限らず、障害者福祉施策等は「身体障害」のある人を対象に始まり、少し遅れて「知

的障害」のある人へと展開されている。また、その内容を戦後の障害者福祉の流れをみてみると、まず初めに生活に必要な部分が整備され、次にそれを維持、またはより良くするための部分、さらにそのあとに生活の質（QOL）に関する部分となっている（社会福祉士養成講座編集委員会編2015；成清・伊藤2012）。具体的には諸手当、保健・医療・福祉がまず先にあり、就労・就労、所得保障などが続き、そのあとにスポーツを含む余暇・文化的なものとなっている。

知的障害者スポーツに関していえば、これらの経緯に加え、ICFで示される「促進因子のない環境」や「促進因子を供給しない」ということをふまえれば、「遅れ」があったことは必然でもある。スポーツへの参加態度や意識、競技能力などとは関係なく、その手前の段階から十分でない環境にあったことになる。

また、制度政策の整備状況の他にも、社会全体の知的障害者スポーツに対する意識、位置づけも促進因子、阻害因子として影響していたことが考えらえる。次節でも述べるが、知的障害という特性からなのか一般的なスポーツや、先行する身体障害者スポーツとは異なるものとして捉えられていた可能性はある。澤江（2013）が「『知的障害のある人が運動・スポーツを楽しむことができる存在』であることを認識しなければならない」とあえて指摘するように、社会的な認識がその普及・促進に影響していた可能性はある。社会が思うほどの「スポーツ」ではないかもしれないが、本来はそれが保障されていなければならなかつたと考える。

（2）スポーツ参加、活動に係る個人因子

本稿で対象としている知的障害に関しては、スポーツの場面では例えば、その概念の理解やルールの習得、他の参加者とのコミュニケーションなどでの制約が一般的に考えられる。このことが前節でもふれたように、社会全体の知的障害者スポーツに対する意識、認識（スポーツはできないだろう）につながっている可能性はある。しかしこの他にも、知的障害のある人がスポーツにアクセスするためのいくつかの制約がある。

具体的には、知的障害のある人などが社会サー

ビスの利用に至るまでには次のようなことができなければならないと指摘されている（社会福祉士養成講座編集委員会編2015）。

- ① どのようなサービスがあるのか、どこへ求めればいいのかを「知る」。
- ② 権利、サービス、提供機関について「理解する」。
- ③ サービスを利用するかしないか、どのようなサービスを利用するのかを「判断する」。
- ④ 権利の活用やサービス利用について「意思表示」をしたり、手続きをする。
- ⑤ 権利の活用やサービスが自分の求めているものと合致しているのか否かを「確認する」。
- ⑥ 自分の求めているものやニーズに合致しないなれば「苦情を申し立てる」。

また、「障害者にとっては、自由になる時間があっても、自由にその人なりに使えるような援助がないと、本当の意味での自主的に活用できる自由時間にならない（峰島2001）」という指摘もある。さらに、先行研究（田引2018, 2019）からはスポーツの会場までの移動に制約（ニーズ）があることが報告されている。これらのことは、個別に状況が異なるもので、一人ひとりに対応することが求められる。制度政策の整備や、スポーツ施設、交通機関のバリアフリー化なども必要ではあるが、それだけでは知的障害のある人たちにとってスポーツへのアクセスは保障されたことにはならない。

特別支援学校や福祉施設でのいわゆる福祉的な活動としてのスポーツはすでに脱却したとしても、あるいは「スポーツできる存在」になっていたとしても、そのニーズ（権利）を一人では充足しきれない部分は残る。これまでの経緯などをふまえると二重三重の制約があるといえ、「参加」に係る環境を整えるための支援は必要となる。人と社会資源を結びつけるソーシャルワークのような機能が考えられるが、そのような本格的なものでなくとも何らかの福祉的支援（人）の存在が求められる。

知的障害者の余暇について松友（1998：19）は、「『支え』がなければ余暇の活動も困難か不可

能なのである。それゆえ、余暇活動の発展は、この分野における『支え』の充実・発展を意味している」と指摘する。将来的に、知的障害者スポーツが一般化され、例えば参加者が増えたりその競技水準が高まったりしたとしても、スポーツへのアクセスに係る支援が不要になるとは考えにくい。知的障害者スポーツの普及・振興には直接的にスポーツ（競技・種目）に関する部分と、その前提となる参加への支援、保障という双方の視点が必要となる。

令和3年版の障害者白書（内閣府2021）では、知的障害のある人は18歳未満で22.5万人、18歳以上で85.1万人とされている。また、障害者スポーツの実施状況をみてみると、成人障害者の過去1年間の週1日以上のスポーツ実施者は19.2%（笠川スポーツ財団2016）と、一般の人の42.5%（スポーツ庁2016）よりも低調となっている。加えて、特別支援学校卒業後には社会的活動への参加が少なくなることが報告されている（武藏・水内2009）。知的障害のある人すべてがスポーツへの参加、実施をもとめているわけではないだろうが、潜在的なニーズはまだあるはずである。

知的障害児者の福祉の一つの形であるノーマライゼーション原理では、スポーツに何らかの効果があるから不可欠、ということは主題となっていない²⁾。スポーツは、参加する、しないにかかわらず、文化や楽しみを経験する権利の一部として知的障害のある人たちの日常の中に当然のように存在し、自由に選択し享受できるように保障されるべきものという考え方である。知的障害のある人たちのスポーツ環境の充実化が期待される。

〈注〉

- 1) 第1回大会は、陸上トラック競技、フィールド競技、サッカー、バスケットボール、体操、フリスビー・ディスクといった競技と、水泳、新体操、バレー・ボールのデモンストレーションが行われ、全国から集まった選手は共通のルールのもとで競技に参加していた。競技要項には、「引率者であっても競技場内に立ち入ることができない」などとされていた（第1回大会プログラム）。参加者は27の都道府県と大韓民国からの11名を合わせて838人（デモンスト

レーションには78名）で、学校・施設単位での参加が多かったが個人での参加もあり、各競技には公式の審判員が担当していた（第1回JSO全国大会実行委員会1981）。

- 2) 知的障害児者の福祉の一つの形としてノーマライゼーション原理を推進し、「国際知的障害者スポーツ連盟（INAS-FMH）」の創設、発展に関わり副理事長も務めたニイリエ（2000：157）は、「特にスポーツは余暇時間を豊かにしてくれ、障害者の文化経験を促し、社会関係を豊かにしてくれる。これは障害者がノーマルなスポーツ、文化、楽しみを経験することは権利の一部であり、ノーマルなトレーニングや競争を経験し、地域、全国、国際的規模でスポーツ組織を結成することができる」と意味する、「ノーマライゼーションの原理の最重要部分は個人の個性に合わせた平等の側面で、これは、スポーツをする人は他のスポーツをする人たちの中でそれぞれの条件に従い、自分らしさを保持し、自分自身に合ったスポーツや条件を選択し、伸ばしていくことを意味する」と述べている。

〈文献〉

- 浅井春夫・小賀久・真田是編（2003）『社会福祉運動とはなにか』かもがわ出版、59-76.
- ベンクト・ニイリエ（=2000、河東田博・橋本由紀子・杉田穂子・和泉とみ代訳編『増補改訂版ノーマライゼーションの原理 普遍化と社会変革を求めて』現代書館。）
- 中央法規出版編（2010）『五訂社会福祉用語辞典』中央法規出版。
- 第1回JSO全国大会実行委員会（1981）「第1回スペシャルオリンピック全国大会プログラム」。
- 芳我衛（1981）「スペシャルオリンピックを企画することの意義」『スペシャルオリンピック1』ベースボールマガジン社。
- 花房丞次（1982）「第3回国際ミニスペシャルオリンピック・レポート」『スペシャルオリンピック4』ベースボールマガジン社、38-41.
- 原田之稔（1991）「8文化活動—スポーツを中心に」日本精神薄弱者福祉連盟編『精神薄弱問題白書1991・1992年版』日本文化科学社。
- 広瀬与一（1969）「特集 各地の合同行事 神奈川県の場合」『愛護』日本精神薄弱者愛護協会、No.142、第16

- 卷, 第9号, 16-17.
- 亀井国広 (1971) 「授産施設における週間指導計画案」『愛護』日本精神薄弱者愛護協会, No160, 第18巻, 第3号, 10-12.
- 金山千広・山下秋二 (1996) 「知的障害者とスポーツ経営: ノーマリゼーションからみた支援組織の経営分析」『体育・スポーツ経営学研究』12(1), 11-31.
- 川村匡由・米山岳廣 (2005) 『障害者福祉論』ミネルヴァ書房.
- 川田仁子 (1972) 「この子らのスポーツの集いとこの子らの作品展のこと」『愛護』日本精神薄弱者愛護協会, No.172, 第19巻, 第3号, 4-5.
- 北野与一 (1995) 「日本における心身障害者体育の史的発展の特質: 「日本における心身障害者体育の史的研究」の結語に代えて」『北陸大学紀要』19, 267-281.
- 小西敏之 (1971) 「本園の指導訓練の在り方と月間指導訓練計画について」『愛護』日本精神薄弱者愛護協会, No160, 第18巻, 第3号, 6-9.
- 厚生省『厚生白書 (昭和31年度版)』第一章、第五節、一身体障害者、身体障害者の更生援護、厚生省ホームページ、https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1956/ 2021.9参照.
- 厚生省『厚生白書 (昭和35年度版)』第三章社会福祉、第三節精神薄弱者福祉、厚生省ホームページ、https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1960/ 2021.9参照.
- 松田恵示 (1999) 「体育とスポーツ 一あるいはスポーツ文化の『二重性』について」井上俊・亀山佳明編『スポーツ文化を学ぶ人のために』世界思想社, 188-207.
- 松友了 (1998) 『発達障害白書1999年版』日本史的障害福祉連盟、日本文化科学社, p19.
- 松友了編著 (1999) 『知的障害者の人権』明石書店.
- 松友了 (2000) 日本知的障害福祉連盟編『発達障害白書 2001年版』日本文化科学社, 222.
- 峰島厚 (2001) 『転換期の障害者福祉 ~制度改革の課題と展望~』全障研出版部, 174.
- 箕輪一美 (1998) 「IVスポーツ活動 1 日本における知的障害者スポーツの成立事情」日本知的障害福祉連盟編『発達障害白書1999年版』日本文化科学社.
- 武藏博文・水内豊和 (2009) 「知的障害者の地域参加と余暇活用に関する調査研究」『富山大学人間発達科学部紀要』3(2), 55-61.
- 永倉春男 (1993) 『精神薄弱問題白書1994年版』日本精神薄弱者福祉連盟編、日本文化科学社.
- 内閣府『障害者白書 (令和3年版)』内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r03hakusho/zenbun/index-pdf.html> 2021.9参照。
- 中川一彦 (1995) 「わが国のいわゆる特殊体育 (障害者体育) に関する一考察」『体育科学系紀要』18, 53-61.
- 中川一彦 (2001) 「石井亮一の体育観に関する一考察」『筑波大学体育科学系紀要』24, 131-137.
- 中沢和彦 (1982) 「誰かが歩かなければ道はできない」『スペシャルオリンピック3』ベースボールマガジン社, 12-13.
- 成清美治・伊藤葉子編著 (2012) 『障害者に対する支援と障害者自立支援法』学文社.
- 日本障がい者スポーツ協会 (2021) 「障がい者スポーツの歴史と現状」https://www.jsad.or.jp/about/pdf/jsad_ss_2021_web.pdf 2021.9参照.
- 日本スペシャルオリンピック委員会 (1982) 「特別企画インタビュー構成 精神薄弱者と体育の関連について 今後のスペシャルオリンピックに対する方向づけ 佐々木正美氏に聞く」『スペシャルオリンピック2』ベースボールマガジン社, 12-15.
- 日本スペシャルオリンピック委員会 (1983) 「座談会 現場の指導者が語る悩み、喜び… スペシャルオリンピックこの感動を日常指導の中へ」『スペシャルオリンピック6』ベースボールマガジン社, 18-25.
- 日本財団パラリンピックサポートセンターホームページ、<https://www.parasapo.tokyo/> 2021.9参照.
- 野口正信 (1992) 『精神薄弱問題白書1993年版』日本精神薄弱者福祉連盟編、日本文化科学社, 153.
- 能村藤一 (1992) 『精神薄弱問題白書1993年版』日本精神薄弱者福祉連盟編、日本文化科学社, 151.
- 熨斗謙一 (1979) 「障害児体育の今日的課題: 障害児体育理論構築のために」日本体育大学紀要, 8, 11.
- 奥野英子・結城俊哉編著 (2007) 『生活支援の障害福祉学』明石書店.
- 奥住秀之 (2005) 「知的障害者の運動行為の問題」『発達障害研究』27(1), 13-19.
- 大久保春美 (2012) 「障害者スポーツの意義と理念」日本障害者スポーツ協会編『改訂版 障害者スポーツ指導教本 初級・中級』ぎょうせい, 23-26.
- 大野明 (1972) 「精神薄弱児の体育指導 一殊に水泳指導について」全日本特殊教育研究連盟・日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会共編『精神薄弱者

- 問題白書』日本文化科学社, 153.
- 小澤温編著 (2007)『よくわかる障害者福祉第3版』ミネルヴァ書房.
- 笹川スポーツ財団 (2016)「障害児・者のスポーツライフに関する調査、地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」, 19.
- 笹川スポーツ財団 (2017)「特別支援学校のスポーツ環境に関する調査 地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加における障壁等の調査分析）報告書」, 73.
- 定藤丈弘・岡本栄一・北野誠一編著 (1998)『自立生活の思想と展望』ミネルヴァ書房.
- 定藤丈弘・佐藤久夫・北野誠一編著 (2003)『現代の障害者福祉（改訂版）』有斐閣.
- 佐藤久夫・小沢温 (2000)『障害者福祉の世界』有斐閣アルマ.
- 澤江幸則「知的障害のある人にとっての運動・スポーツの意味」『現代スポーツ評論29』創文企画、2013.
- 社会福祉士養成講座編集委員会編 (2015)『相談援助の基盤と専門職 第3版』中央法規.
- 社会福祉士養成講座編集委員会編 (2015)『障害者に対する支援と障害者自立支援制度』中央法規.
- 柴田幸男・竹内敏子・小林義雄 (2003)「国際障害者スポーツムーブメントと日本知的障害者卓球大会の一考察」『中京大学教養論叢』44(1), 227-263.
- 障害者福祉研究会編『国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－』中央法規、2002.
- 総理府編 (1997)『障害者白書（平成9年版）』大蔵省印刷局.
- 杉本章 (2008)『障害者はどう生きてきたか 戦前・戦後障害者運動史〔増補改訂版〕』現代書館.
- スポーツ庁健康スポーツ課 (2016)「スポーツの実施状況等に関する世論調査」, 13.
- 鈴木秀雄 (1981)「日本におけるスペシャルオリンピックムーブメント」『関東学院大学経済学会研究論集 経済系』128, 52-66.
- 田引俊和 (2018)「知的障害者のスポーツニーズと課題の検討～スペシャルオリンピックス参加者の保護者を対象とした調査分析～」『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要』10, 73-78.
- 田引俊和 (2019)「知的障害者のスポーツニーズと課題の検討（2）～スペシャルオリンピックス参加者の意識調査と5年前との比較～」『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要』11, 63-74.
- 高橋明 (2004)『障害者とスポーツ』岩波書店.
- 立木宏樹 (2008)「福祉界からみた障害者スポーツの位置づけとスポーツ文化的課題—福祉界とスポーツ界の『はざま』とその克服に向けて—」大谷善博監修・三本松正敏・西村秀樹編『変わりゆく日本のスポーツ』世界思想社.
- 手塚直樹『日本の障害者雇用—その歴史・現状・課題』光生館、2000.
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ、<https://olympics.com/tokyo-2020/ja/paralympics/> 2021.9参照.
- 渡辺功 (1980)「ハワイ・スペシャルオリンピックに参加して」『愛護』日本精神薄弱者愛護協会, No.274, 第27巻, 第9号, 40-43.
- 矢部京之助・佐藤賢 (1995)「知的障害児のフィットネスとスポーツ」『臨床スポーツ医学』12(11), 1259-1264.
- 柳崎達一 (1994)『精神薄弱者福祉論』中央法規.
- 柳崎達一 (1999)『知的障害者福祉論』中央法規.
- 全日本特殊教育研究連盟・日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会共編 (1963)『精神薄弱者問題白書』日本文化科学社.